

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（平成 29 年度）

平成 29 年 4 月
静 岡 県

特定事業 の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を 策定する時期
富士山静岡空港 特定運営事業等	本事業が開始された日（以下「事業開始日」という）から、事業開始日の 20 年後の応答日の属する年度の前年度の末日まで 事業期間の延長があった場合は、当該延長後の終了日まで（事業開始日の 45 年後の応答日の前日を超えることはできない）	運営権者は、以下の富士山静岡空港特定運営事業等を実施する。 1 特定運営事業 (1) 空港運営等事業 ・ 空港基本施設等運営等業務 ・ 空港航空保安施設等運営等業務 ・ 航空機給油施設運営等業務 ・ 旅客ビル施設運営等業務 ・ 貨物ビル施設運営等業務 ・ 駐車場施設等運営等業務 ・ 空港展望施設等運営等業務 ・ 浄化槽施設運営等業務 ・ 空港用地運営等業務 (2) 環境対策事業 (3) 附帯事業 2 その他義務事業 3 任意事業	静岡県島田市湯日、 静岡県牧之原市坂口	平成 29 年 4 月（予定）

※ この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律 117 号）第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。